

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会（第5号）

1. 会議招集日時 令和7年3月18日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（閉会） 午前10時55分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 堀 賢 一   |
| 企 画 課 長     | 稲 田 欽 也 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 妹 尾 一 正 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 平 井 勝 志 |
| 教 育 課 長     | 稲 田 由紀子 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 石 井 亮太郎 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 守 屋 裕 文 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第3号 普通財産の無償貸付けについて

議案第4号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条

例制定について

- 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 6 号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 7 号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 議案第 9 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 地方自治法第 207 条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 旅費条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 19 号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について
- 議案第 21 号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について
- 議案第 22 号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
- 議案第 23 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について
- 議案第 27 号 権利の放棄について
- 議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 31 号 令和 7 年度矢掛町一般会計予算について

議案第 32 号 令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について

議案第 33 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について

議案第 34 号 令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第 35 号 令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について

議案第 36 号 令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について

議案第 37 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について

議案第 38 号 令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について

議案第 39 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について

議案第 40 号 令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算について

議案第 41 号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する  
条例の一部を改正する条例制定について

陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

日程第 2 発議第 3 号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例制定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出  
について

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（浅野 毅君） 皆さん、おはようございます。今月7日の本会議に引き続き御苦労さまです。
ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 委員長報告 議案第3号 普通財産の無償貸付けについて

議案第4号 賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第5号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第6号 矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

議案第9号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第11号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第12号 地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について

議案第13号 旅費条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第15号 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第16号 矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第17号 矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議案第18号 矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第19号 矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

議案第 20 号 矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について  
 議案第 21 号 歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について  
 議案第 22 号 矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について  
 議案第 23 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について  
 議案第 27 号 権利の放棄について  
 議案第 28 号 令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について  
 議案第 29 号 令和 6 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
 議案第 30 号 令和 6 年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
 議案第 31 号 令和 7 年度矢掛町一般会計予算について  
 議案第 32 号 令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について  
 議案第 33 号 令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について  
 議案第 34 号 令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について  
 議案第 35 号 令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について  
 議案第 36 号 令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について  
 議案第 37 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について  
 議案第 38 号 令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について  
 議案第 39 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について  
 議案第 40 号 令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算について  
 議案第 41 号 矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について

陳情第 1 号 政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情

**○議長（浅野 毅君）** 日程第 1、議案第 3 号から議案第 23 号まで、議案第 27 号から議案第 41 号まで及び陳情第 1 号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、去る 7 日の本会議において審査をお願いした案件で、委員会審査も終了し、報告書も提出されておりますので、それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は、総務文教常任委員長、産業福祉常任委員長、予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは、総務文教常任委員長、石井信行君お願いします。石井君。

**○8 番（石井信行君）** 去る 3 月 7 日に総務文教常任委員会に付託されました条例制定案件 13 件、陳情案件 1 件について、3 月 10 日に行われた総務文教常任委員会の審査概要を報告いたします。

まず、条例制定案件の審査から報告します。

1 つ目、議案第 5 号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてでは、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致ですといたしました。

2 つ目、議案第 6 号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致ですといたしました。

3 つ目、議案第 7 号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致ですといたしました。

4 つ目、議案第 8 号、一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定については、事務経費が増額し、他の事業に影響はないかという質問がありましたが、必要経費なので交付税に算入されるという答弁がありました。

「配偶者手当廃止に対する執行部の見解は？」というお尋ねに対して、「労働力不足を解消するため共働き世帯を増やす流れをくんでいる。子ども手当 1 万円から 1 万 3,000 円に増額するなどのバランスを取っている。町職員の給与関係は、基本的には国に準じている。今回の扶養手当については、数年前から民間では重点を子どもにシフトするということが始まっている」との答弁がありました。

経過措置に対する質問では、2 か年かけて段階的に廃止するという答弁がありました。

通勤手当の一部改正に該当職員はいるのかという質問に対し、具体的には新幹線を利用して通勤する場合に該当し、基本的には該当職員は少ないが 1 名該当職員がいるという答弁がありました。

討論は無く、採決は全会一致ですといたしました。

5 つ目、議案第 9 号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定については、企業会計職員も同時に適用させるということだが、改定の詳細な説明を求めるという質問があり、一般職の行政職員、企業会計職員、病院職員、全ての職員を対象として今回の一部改正を行うということ。暫定再任用職員は現在 3 名いるが、いずれの職員も住居手当に該当はないが、法の改正をカバーする形で条例を改正するものだとの答弁がありました。

討論は無く、採決は全会一致ですとしました。

6 つ目、議案第 10 号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定については、「振替休暇の執行状況は？」との質問に、「時間外勤務を申請する際、必ず代休を指定することになっているため基本的には振替休暇は取得されている。指定した日が休めなくなった場合には、再度振り替えることもできる。夏季休暇を 3 日から 5 日に増やしたところ、取得率は 98 パーセントから 99 パーセントとなり、有給休暇を組み合わせるなど取得するなど働き方、ワークライフバランスの見直しが進んでいる。台帳管理している頃より執行率が高くなっている」との答弁がありました。

「介護休暇取得を職員に周知し、介護離職防止へどのようにつなげていくのか」という質問があり、「まずは条例改正し、法整備をした。介護と仕事の両立についての悩み事を専門家につなぐ相談窓口の設置や研修等の実施を考えている」との答弁がありました。

「付与された有給休暇を使い切れなかった場合はどうなるか」との質問に対し、「1 月から 12 月に 20 日間付与されている。暦年が変わる時点で使っていない有給は、最大 20 日分繰り返されることになっている」との答弁がありました。

「課によって職員が少なく、休暇が取りにくいのではないかと。どのように対応しているのか」との質問があり、休暇の調整が難しい場合は、他の課から応援職員を出すなど対応しているとの答弁がありました。

討論は無く、採決は全会一致ですといたしました。

7 つ目、議案第 11 号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致ですといたしました。

8 つ目、議案第 12 号、夜地方自治法第 207 条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定については、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致ですといたしました。

9 つ目、議案第 13 号、旅費条例の一部を改正する条例制定については、質疑、討論ともに無く、採

決は全会一致で了解いたしました。

10 番目、議案第 14 号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定についてでは、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致で了といたしました。

11 番目、議案第 15 号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、質疑、討論ともに無く、採決は全会一致で了といたしました。

12 番目、議案第 18 号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、新設される施設への移行は途切れることなく移行できるのかとの質問があり、「現行施設の稼働は令和 7 年 12 月 15 日までとなっている。新施設は令和 8 年 4 月 1 日からとなっているが、準備行為として令和 7 年 12 月 15 日から試験運転を開始することとなっており、切れ目なく移行できる」との答弁がありました。

リチウム電池処分法についてのお尋ねがあり、各公民館の回収ボックスを備えているとの答弁がありました。

討論は無く、採決は全会一致で了といたしました。

13 番目、議案第 41 号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定についてでは、執行部側から健康管理センターから保健センターへの名称変更、ふれあい会館の廃止に合わせて国民年金に関する事務の担当課を町民課へ変更するという追加説明がありました。これに対して、詳細説明が求められ、「二つの条例はいずれも条文に施設名を挙げているためにこの改正を行うものだ。どちらも健康管理センターから保健センターへの名称変更とふれあい会館の削除が主なポイントで、それに合わせて、国保の担当課を変更するという内容である」との答弁があり、討論は無く、採決は全会一致で了としました。

2 つ目、陳情案件です。陳情第 1 号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情については、持参による陳情であるため質疑は省略し、討論に付しました。

討論では、職員が議員から心理的圧力を掛けられているという懸念を前提にした陳情であるこの陳情を可とすれば、議員が職員に対して心理的圧迫・圧力を掛け、パワハラ行為を行っているということについては是認したことになる。このことについては不承知であるという意見。陳情で求めている調査は、日本国憲法第 19 条、思想信条の自由に反するとの反対意見が出され、賛成意見は無く、採決では全会一致で不採択としました。

以上、報告いたします。なお、不足の点があれば他の委員からの補足を求めて、総務文教常任委員長からの報告を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、産業福祉常任委員長、田中輝夫君お願いいたします。田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** それでは、産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 3 月 7 日の本会議において産業福祉常任委員会に付託を受けました本町条例の制定議案 2 件並びに条例の一部改正する条例制定の議案 4 件について、3 月 10 日に付託案件審査のため、産業福祉常任委員会を開催し、全委員出席のもと副町長、関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては、会議録を御覧いただくこととして、概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第 4 号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、矢掛屋本

館及び温浴別館の宿泊料、利用料の改正理由の質疑に対して、諸物価高騰と宿泊施設の管理実績のある指定管理者公募2社との協議後、料金改定を設定した。一人で宿泊した場合の料金の質疑に対しては、2人一部屋での料金設定しており、一人で部屋を利用すると料金は高くなること。利用料金の中に食事代は含まれるのかの質疑に対して、食事代は含まれないことなど質疑を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第16号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、本条例の認可自治体先の質疑には、地域型保育事業は市町村が認可することが上位法に定められており、事業の設備や運営に関して認可を行う。町内には該当施設は無く逐次条例改正を行うものなどの質疑応答を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第17号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、特段の質疑は無く、町内に該当施設は無く、逐次条例改正するもの。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第19号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、基本料金超過料金の水量区分ごとに改定率が異なっていることの質疑に、上水下水いずれも事業として生じている収支不足を解消するため改正するもの。通増制をとっているため、改定率は使用水量ごとに異なる。使用量が少ない方に対して配慮した料金設定であること。

「施設修繕費を考慮した料金体系か」の質疑に、「施設更新を見込んで大きい設定である。人口減少も加味したシミュレーションを行っている。5年ごとに審議会を招集し、見直しの検討を行う。」

「改定時期はもう少し早くてもいいのではないか」との質疑に対して、「使用水量が増える夏場を避け、改定時期を10月末検針時からとした」など質疑応答を行いました。討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

請願第20号、矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について、ふれあい会館で実施していた事業についての質疑に対し、主な事業は趣味講座で大半は老人センターの講座に移行する。人権講演会については、町民課が同様の人権啓発講演会を実施しているので一つにまとめる。

廃止後の施設についての質疑には、耐震性がないので、いずれは取り壊す予定であるなど質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

議案第22号、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、0歳から2歳までの認定こども園・保育園入園児が対象だが利用手続き等の質疑に対し、総合支援事業として全国で利用できる制度。保護者が市町村で登録手続きを行うと、全国共通で使えるID番号が付与される。利用したい施設が全国で利用可能となる制度で町内のみを対象としたものではないこと。

保育料の質疑に対しては、子育てにおける孤立感への対策として国が子育て支援法により位置付けられた事業であるが、現時点では無料という想定はないなど、質疑応答を行いました。

討論は無く、審査の結果、全会一致で賛成し、原案を了といたしました。

以上が、産業福祉常任委員会に付託された案件の審査結果であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（浅野 毅君）** 続いて、予算決算常任委員長、原田秀史君お願いいたします。原田君。

**○6番（原田秀史君）** それでは、予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る3月7日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました17議案につきまして3月11日から3月14日までの4日間にわたり、予算決算常任委員会を開催し、全委員出席のもと町長、副町長、教育長、病院管理者のほか関係職員から説明を聴取しながら、慎重に審査を行いました。

質疑の詳細は会議録を御覧いただくとし、その審査概要と結果について、御報告いたします。

まず、議案第3号、普通財産の無償貸付けについての審査では、日本語学校の開校に向けての進捗状況について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第21号、歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更についてでは、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第27号、権利の放棄についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第28号、令和6年度矢掛町一般会計補正予算（第6号）についての審査では、带状疱疹予防接種助成金増額の経緯、部活動地域移行検討委員会の内容、かわまちづくり事業の内訳、私立保育園広域利用委託料の増額理由、ふるさと納税に関わる専任職員配置について質疑があり、その後の討論では、かわまちづくり事業が当初見込みより増額されてきているためとの反対討論、また、国庫等の補助金を活用する中で財政的な担保を取っているとの賛成討論があり、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第29号、令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、資本的収支のうち他会計からの出資金について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第30号、令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第31号、令和7年度矢掛町一般会計予算についての審査につきましては、初めに所管課ごとの審査概要及び審査結果、その後議案に対しての審査結果を御報告いたします。

まず、税務課所管の審査では、定額減税不足給付事業の運用、委託料の増額理由について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、町民課所管の審査では、焼却場の変更に伴うゴミの出し方の町民への周知方法、地域猫活動支援事業について行政としての取組及び他の助成制度との重複助成、LED防犯灯更新補助金交付事業の予算額について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、原案を全会一致で了といたしました。

次に、教育課所管の審査では、部活動地域移行事業の運営内容及び小田地区生徒への対応、B&G海洋センター2階トレーニングルームへの空調設備設置工事の設備及び運用規程、本陣マラソンの今後の方針、毎戸遺跡発掘調査の目指す方向、矢掛中学校の体育館空調設備整備後の各小学校への対応、矢掛音楽協会補助金の増額の内容について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、総務防災課所管の審査では、ハザードマップ更新に関する掲載情報、防災費と消防団との関係、

自主防災組織活動支援事業による設立団体について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、企画課所管の審査では、水車の里フルーツトピア 1 号ハウス高設化事業の概要、事業費の内訳、地域活性化企業人活用事業の詳細、地域おこし協力隊の定住状況について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、財政課所管の審査では、ふるさと納税寄附者へのシティプロモーション事業の出資、ふるさと納税者の居住地、生活応援商品券事業の概要について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議会事務局所管の審査では、議会情報化推進事業のうち議場以外の整備について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、健康推進課所管の審査では、保健センターの健康サポートルームの運用、健康ポイント事業内容及び商品の送付方法、フレイル予防講演会における福祉介護課との連携、带状疱疹ワクチン接種の年齢設定、胃がん検診のうちの内視鏡検査について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、福祉介護課所管の審査では、地域福祉計画策定における地域の課題等の収集について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、こどもみらい課所管の審査では、少子化対策事業の孫育て講演会の対象者を母子・祖父母世代にすることへの見解、母子保健事業の不育治療助成の対象分野、福祉タクシー事業の低利用率の要因、放課後児童クラブ未設置地域の今後の方針について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、建設課所管では、道路台帳を電子化事業の対象台帳ふるさとの川リフレッシュ事業の全体計画の有無及び実施場所の選定について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、産業観光課所管では、イタリア野菜生産振興事業補助事業の対象補助対象及び生産者数、やかげ町家交流館厨房改修工事の備品購入費及び改修の目的、矢掛町干柿等生産振興事業補助金の補助額の算定根拠、中山間地域等直接支払交付金事業の予算額の妥当性、かわまちづくり事業ソフト事業の事業内容について質疑応答があり、その後の討論では、かわまちづくり事業のデジタル化推進については事業費に見合っていないとの反対討論、また、事業計画について適正と判断したとの賛成討論があり、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

各所管課予算を慎重に審査した結果、議案第 31 号、令和 7 年度矢掛町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

次に、議案第 32 号、令和 7 年度矢掛町国民健康保険特別会計予算についての審査では、子ども支援創出に係るシステム改修、上乗せ徴収の周知手段について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 33 号、令和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算についての審査では、認知症会運営事業補助金、チームオレンジ運営事業補助金の事業内容、一般介護予防評価事業のアンケート調査、介護給付等適正化事業におけるチェック体制について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 34 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 35 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算についての審査では、医療機器の購入、人間ドック課新設の見解、予算から見える質と経営に関する見解について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 36 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保険保健施設事業会計予算についてでは、予算編成の詳細、介護における人員体制、浴室改修に係る利用者のアンケートの実施について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 37 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算についてでは、老朽管更新事業の実施状況、収益的収支の各勘定収支の関連性について質疑応答がありましたが、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 38 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 39 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算についての審査では、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第 40 号、令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算の審査についてでは、質疑、討論は無く、審査の結果、全会一致で原案を了といたしました。

以上が、予算決算常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。

審査の内容に不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして、予算決算常任委員会の委員長報告といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それぞれの委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは、委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。石井君。

**○8 番（石井信行君）** 議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についてに対する反対討論を行います。

これまで水に恵まれた矢掛町までが飲み水やお風呂や洗濯やトイレでさえも節約しなければならないのでしょうか。物価高騰で買物を控え、野菜も高いのでモヤシしか買えないとか肉も制限しているとかさまざまな声を聞きますが、ギリギリまで節約している食費、これに水が追い打ちを掛ける。こんな生活を町民に強いることは、何が何でも止めなければなりません。

水道課が日常的な業務、それから値上げに対する町民負担の軽減を可能な限り工夫をしておられることは伺いました。

しかし、財政調整基金が 30 数億円あるからと矢掛町の財政はどこの自治体よりも安心だと言われ続けてきました。特に、町政懇談会でのグラフを使つての説明をずっと聞かされておりましたので、町民にとっては、今更急に何でそうなるのという思いです。

会計が違うということもあるんですが、公営企業が営利目的ではなく住民の福祉向上のためであること。水道料は全国的な値上げラッシュの中ですが、健全財政を誇ってきた我がまち矢掛だからこそ住民

のほうを向いて値上げを抑えてもらいたいものです。何としても、上下水道の料金値上げを踏みとどまっていたきたいと思います。

以上で、議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についての反対討論とします。

**○議長（浅野 毅君）** 5 番田中君。

**○5 番（田中輝夫君）** はい。議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成の立場から討論します。

矢掛町の水道料金は、平成 5 年 1 月以来 31 年間、経営努力により、消費税対応を除き、据え置いてきました。これまでも安定した給水を確保するため、施設の更新、耐震化を進めていますが、浄水場や排水管などの水道施設は、昭和 47 年の建設から 53 年が経過し、老朽化が進行していることに加え、災害リスク懸念される中、中央配水池等の耐震化工事や老朽施設の更新が計画されています。

事業を進めるための業務量は増加する中、さらに、人口減少に伴う料金収入の減少や近年の諸物価高騰の影響もあり、令和 7 年度には内部留保資金を取り崩すことになると見込まれ、料金の改定が避けられない状態になってきました。

水道行政に詳しい大学の研究グループが「長年のデフレで物価が上がらない中で水道料金の値上げを提案しづらい時代が続いた。人件費の削減などでしのいできた事業者が限界を迎え、いよいよ経営の課題と向き合わなければならない」と指摘し、20 年後に経営破綻しないために必要な水道料金を計算した結果、値上げの必要な事業者は 96 パーセントに達し、料金の値上げ率は 48 パーセント超となっていると試算しています。

本町執行部は、料金改定を先送りにすればするほど、将来の値上げ率が大きくなり、負の遺産を残すことになるかと判断し、改定を行ったものです。

矢掛町上下水道事業経営審議会の答申時の料金設定では、上水の 10.68 パーセント、下水道 11.88 パーセントでありましたが、その後、執行部は再度検討を重ね、上水道 10.26 パーセント、下水道 11.49 パーセントと更に下げたものを設定しました。

近隣市町では 20 パーセントを超える料金改定をしている所があることを考えると、本町は非常に低減な価格に設定しています。また、水道使用量が多くなればなるほど 1 立方メートルの単価が高くなる逓増型をとっているため、使用量が少ない一般家庭に配慮した料金改定となっています。

執行部は今後 10 年を見越した設定との説明でありましたし、上下水道事業経営審議会答申では、将来に向けて健全で安定した事業経営を持続していくため適正水準に改定していくこと、今後は、5 年程度の周期で経営状況及び料金水準について検討を行い、事業の健全性維持を図ることの答申を踏まえた改正であります。

現在の状況を見ますと 10 パーセント程度の値上げは決して高いとは言えず、原案に賛成の立場での討論といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、議案第 19 号に対する討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。

はい、次どうぞ。石井君。

**○8 番（石井信行君）** 議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についてに対す

る反対討論を行います。

補正予算の第7款、かわまちづくり事業費 11 億 500 万円が計上されています。昨年、地元説明会では 5 億 4,000 万円の事業予算だと言われていましたが、この補正予算だけでも既に 3 倍の規模になってしまっています。一体どこまで予算額が膨らむのか。

観光のまちづくりで、キャンプ場も観光の目玉にということですが、工事の仕方がどうも納得できないんです。

弦橋南詰から嵐山方向に伸びていた側溝がムクの木の手前で南斜面に下ることになっていたそうです。これが、急にムクの木の方に進路が変わります。途中、ムクの木のをたくさん切り払ってしまいました。地元住民からの抗議で樹木医が現場を見に行きました。肥料をやればムクの木は枯れないだろうということでしたが、本当にそうなのか。周りをアスファルトで覆えば老木に致命的なことにならないか心配です。文化財を丁寧に保護しないで何がまちづくりかと言われても仕方ありません。

聞いてみると、弦橋南詰から嵐山方向に伸びた側溝は、ムクの木の手前を南斜面に下がるはずでした。土手の一番下につなげるはずの側溝が無いことがわかったので、嵐山方向に向かわざるを得なかったとのことでした。

設計した人、設計図を受け取った建設課、そして、建設会社の人も現場の実情を知らないまま、あるいは確認も行かず工事が進められているとしか思えないです。

今まで計画になかった側溝がもう 1 本、今できている側溝に並行して、新たに作られようとしています。キャンプ場の周辺には目隠しのフェンスができるようです。これも地元説明会では全く知らされなかったことです。

管理棟の中にキャンプ用品など野外活動用の品物の販売所と食堂ができるということです。道の駅ができる時に観光客を町並へと誘導し、買物、食事、喫茶は商店街でしてもらうという計画のはずでした。まちづくりの基本方針は一体どうなるのでしょうか。町並への客が南側に取られてしまいます。お上のすることに文句を垂れるなというパワハラは、まだ生きているのでしょうか。

子どもの通学時間を避けてほしいと住民からの要望だった午前8時30分からの土砂搬入要望も土砂を積んだダンプが8時30分には既に現場に来ておる。搬入作業ではなく、土砂の積み下ろし作業が8時30分から行われていました。駐車場予定地への鉄鋼スラグ搬入も明らかな産業廃棄物です。

その上に今回の 10 億 500 万円の予算措置です。管理棟建設費用とのことですが、管理棟ができてからではなく、今すぐにでも地元説明会を開き、近隣住民の、そして町民全体の理解を得て建設を進めるべきではないでしょうか。工事の進め方があまりにも腑に落ちない。町民不在ではないかと懸念します。

これで、補正予算に対する反対討論といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに議案第 28 号に対する討論はありませんか。原田君。

**○6 番（原田秀史君）** 議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）について、賛成の立場から討論を行います。

この補正予算案は、ふるさと納税による寄附金の増額により生じる返礼品に係る経費で計上された方々に迅速に対応でき、今後の寄附額の増加にもつながるものではないかと思えます。また、かわまちづくり事業につきましては、国の前倒し予算に対応し、予算を確保したものである。このことにより事業の早期着工が見込まれ、令和 8 年のオープンに向け拍車が掛かるものと期待できます。

そうした事業のほかに、同僚議員が発行されています新聞にも書かれておりました補聴器購入補助に

はたくさんの応募があり、今では3人の順番待ちができていますので、早速次の予算を準備してもらわなければならないといった細やかな要望にも素早く対処しておりますし、減災基金を含め5基金に約1億6,000万円を積み立て、基金の安定化を図っていること、また、財源につきましても、多く国庫支出金や補助裏には交付税措置がある過疎債やふるさと納税寄附金等を効果的に活用していることなどを評価し、私は議案第28号に賛成といたします。

**○議長（浅野 毅君）** はい。それでは、ほかに議案第28号に対する討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。

（発言する者あり）

**○議長（浅野 毅君）** 議案28号ですか。ちょっと第28号の話でしますんで、ちょっとお待ちください。

討論を終結いたします。次に、議案第19号、第28号以外の議案に対する討論はありませんか。

はい、石井君。

**○8番（石井信行君）** 議案第31号、令和7年度矢掛町一般会計予算についての反対討論を行います。

かわまちづくり事業のソフト事業分3,200万円が計上されています。3月6日の一般質問でも明らかにしたように、令和4年度、5年度、6年度のデジタル化の推進事業費を合計すると1億2,000万円を超えているにもかかわらず、アプリでのチケット販売は15万円弱の収入しかありませんでした。令和7年度に町民が使えるアプリはありますかと聞きましたが、ないとの答えでした。実証実験だからなどという言い訳はとても通用するものではないと思います。それにもかかわらず、来年度予算では全く同じことを繰り返すことになるわけです。これは、町民に納得される予算ではありません。

国保を大幅に上げ、今回、上下水道料の料金の値上げもやろうというわけです。町民の暮らしは窮迫している時に、一体この予算はどこへ消えていくのかと言いたいです。

さらに、やかげ町家交流館厨房改修事業と矢掛屋本館、温浴別館改修事業それぞれの備品費として100万円が計上されています。それぞれの委託管理会社が支払うべきものではないかと私は思います。

昨年の一般質問で矢掛屋の収支報告書の減価償却費の計上は虚偽記載に当たるのではないかと追及したところ「冷蔵庫や厨房の諸物品に対してのものであり、委託管理会社が持ち込んだものだから減価償却費は計上できる。虚偽記載ではない」との答弁がありました。

今度は備品として、町の予算で準備してあげることということになるのは、明らかに筋が通りません。町民に対するよりも明らかに委託管理会社にそんたくしているのではないかと云々ざるを得ません。これでは町民に説明はできません。

よって、令和7年度のかわまちづくり事業のソフト事業、やかげ町家交流館の改修事業、それから矢掛屋本館・別館の改修事業、この3点に絞って令和7年度の一般会計予算に反対とします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに議案第31号に対する討論はありませんか。原田君。

**○6番（原田秀史君）** 議案第31号、令和7年度矢掛町一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

この案件につきましては、給食費の保護者負担の軽減をするための給食食材費高騰対策事業、町内の中学生の部活動種目の選択肢を増やすことを目的とした部活動地域移行事業、体育館の体育の授業や部活動時の熱中症対策のための矢掛中学校への空調設備設置に向けての委託料など、小・中・高生に係る

施策や、物価高騰対策の一環としての生活応援商品券事業、子育て支援に係る子育て短期支援事業や母子保健事業などの新規事業を含めまして、この予算に計上されている経費は、町民生活、町民福祉を維持向上させること、それに加えて、農業などの産業振興、観光振興により、まちの活性化を図り、安心して住み続けられるまちづくりを推進するために必要な予算であると思います。

また、歳入につきましても先ほども申しましたが、国庫補助金、その裏には交付税措置のある過疎債やふるさと納税寄附金等を効果的に活用した予算であると思います。

このことを評価しまして、議案第 31 号は賛成といたします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに議案第 31 号。1 番土井君。

**○1 番（土井俊彦君）** 議案第 31 号に対して、令和 7 年度一般会計予算についての原案に賛成の立場からの討論をさせていただきます。昨今諸物価の高騰の折、町民に寄り添った予算内容になっておるとい、この予算を賛成としますが、ただ一点、教育課の地域移行については初めての試みであり、運営上いろいろな課題が出ると思いますが、矢中の生徒が円滑に部活ができるように努めていただくことをお願いして、賛成討論を終わります。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、9 番花川君。

**○9 番（花川大志君）** 議案第 31 号を可とする立場から討論を行います。

本案令和 7 年度一般会計予算については、編成の全体像から必要必須の行財政運営が担保されているか否か。これを注視しながら委員会審査に臨みました。

歳入は、対前年度 6 億 9,000 万円増ですが、これは寄附金・繰入金・諸収入の大幅増がこれを下支えしており、これらを含めた歳入全体の自主財源比率は大幅増 36.5 パーセントと対前年度と比較し、3.7 ポイントも上向いておりました。

一方、依存財源を見ますと町債の起債額、いわゆる借金は対前年度 1 ポイント減、金額にして 2,000 万円減となっており、これら歳入を構成する内容を考察いたしますと、安定した財源確保に裏打ちされた一般会計歳出総額 105 億 4,000 万円は、財政調整基金を取り崩した 4 億円を充当してはいるものの、財政運営上無理のない支出予算付けであると認められるものでありました。

目的別歳出の農林水産業費、商工費、土木費の各事業予算を反映する性質別歳出の投資的支出は、対前年度 3.9 ポイント減、金額にして 3 億 1,306 万円減となっており、これもまた経年の大型事業が完了するなど、財政運営は一定の安定性、安定期を示していると解されるものでありました。

これに対応して、町民の健康増進、疾病予防、環境保全等を目的とした衛生費は、対前年度 1 億 8,400 万円の増額、また歳出全体の約 4 分の 1 を占める障害福祉、高齢者福祉、さらに、子育て支援などを含む民生費もほぼ前年並みの予算付けであり、いずれも評価できるものでありました。

これらの内容を総合的に勘案いたしますと、現在、町が推進しているかわまちづくり計画などなど、さまざまな事業施策は、安定した財政運営のもとに優位に進められるだろうと判断でき、当該議案令和 7 年度一般会計当初予算は、承認し得るものと判断いたします。

よって私は、議案第 31 号に賛成いたします。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに議案第 31 号に対する討論はございませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** それでは、討論を終結いたします。

次に、議案第 19 号、議案第 28 号、議案第 31 号以外の議案に対する討論はありませんか。5 番田中君。

**〇5番（田中輝夫君）** 陳情第1号，政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情に，採択の立場で討論いたします。

近年本庁では，政党機関紙の庁舎内勧誘配達集金行為があることを私は聞いていないので，ないと思っています。しかし，以前はどこの職場でも見られたことで，今後も必ずないとは言い切れません。

政党機関紙の購読は個人の自由であり，制限されるものでもないし，職員で読みたいと思う人は，自宅を配達先にして自宅で集金してもらうなど職場外ですれば問題はないと思います。

勤務時間中に職員が庁舎内で政党機関紙の集金などに応じる行為は，地方公務員法上の職務専念義務違反に当たる恐れがあります。

庁舎内において議員に勧誘されれば，職員は顔見知りだし，断りにくいと思い，購読していたこともあるでしょう。それが強制的や優越的と感じていた場合は，パワハラに該当する可能性もあります。また，購読をやめたいというふうに言いにくく，負担に思っている職員がいたかも知れません。

現在，全国の複数自治体から職員が心理的圧力を感じたという実情が報じられているのであれば，執行部は，勧誘配達集金のような行為はない，職員の心理的負担は全くないと断言できない状況であるならば，調査を行うべきだと思います。

重要なのは，今後において職員に心理的な負担を掛けないため，庁舎内での政党機関紙の勧誘・配達・集金の原則禁止，政治的中立の配慮，政党機関紙の勧誘行為は許可の対象とすることなど強いハラスメント防止の観点から，実態調査後，庁舎内で政党機関紙と勧誘禁止ルールを定めることが必要だと考え，賛成の立場で討論させていただきます。

**〇議長（浅野 毅君）** それでは，他に。はい，どうぞ，8番石井君。

**〇8番（石井信行君）** 今のこの採択に賛成の討論について反対意見，つまり陳情採択すべきではないという立場で発言をします。

今，発言者が言われたように，そういう事実があるのならばということで，ハラスメント行為について具体的な事実を何も言われませんでした。

私はいろんな方に伺いましたが，この庁舎の中でそういう具体的なハラスメント事実はないと私は思っています。ハラスメントを言うのならば，もう少し前から言って欲しかったっていうのを切実に思っています。

先ほども言いましたように，パワハラや亡霊が生きているのではないかとということを申しましたが，そのようなことを今，あるかないかを調べる。こういうことはあるんですか，ないんですかということ調べることで自体が，一人ひとりの思想信条の自由を侵すことになる。

購読する・しないは個人の自由であって，職場の中で勤務時間中にそういうことをすることは許されないことですが，そういうことを調べることで自体が大きな法的な問題だ。個人の内心を探るものだというふうに思います。

それに，陳情者の方のさまざまな言動いろんなもので調べてみたら，かなりいかがわしいことがたくさんあるようです。宗教関係であったり，韓国関係だったり，いろいろします。

そうではなくて，やっぱり一人ひとりが本当に自分の内心の自由が保障されているかどうか。そのことが重要なのであって，こういうことをすることによって，陳情の内容を実際にするによって，職員あるいはこの庁舎の中にいる人が，かえって内心を探られるということになるので，今の意見には反対で，この陳情には陳情採択すべきではないという意見です。

以上です。

**○議長（浅野 毅君）** それでは、ほかに陳情第1号に対する討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。討論を終結いたします。次に、議案第19号、第28号、第31号及び陳情第1号以外の議案に対する討論はありませんか。

〔なし〕

**○議長（浅野 毅君）** ないですね。はい、討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第19号、議案第28号、議案第31号及び陳情第1号については、討論がありましたので、討論の無かった案件からそれぞれ分離し、採決を行います。

お諮りいたします。まず、討論の無かった議案第3号、普通財産の無償貸付案件1件、議案第4号から議案第18号まで、議案第20号から議案第22号及び議案第41号の条例の制定、廃止及び一部改正案件19件、議案第23号の過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更案件1件、議案第27号の権利の放棄案件1件、議案第29号及び議案第30号の補正予算案件2件、議案第32号から議案第40号までの当初予算案件9件を合わせて33件について、委員長報告はこれを可とするものでありましたので、それぞれ委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、議案第3号、普通財産の無償貸付けについて、議案第4号、賑わいのまちやかげ宿創出施設設置条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第6号、矢掛町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号、矢掛町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、一般職の職員の給与に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、議案第9号、地方公務員法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第10号、矢掛町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第11号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第12号、地方自治法第207条等の規定による実費弁償条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号、旅費条例の一部を改正する条例制定について、議案第14号、矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号、矢掛町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号、矢掛町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第18号、矢掛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号、矢掛町ふれあい会館設置条例を廃止する条例制定について、議案第21号、歴史かおる文化の町やかげ基金条例制定について、議案第22号、矢掛町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議案第23号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、議案第27号、権利の放棄について、議案第29号、令和6年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第30号、令和6年度矢掛町下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第32号、令和7年度矢掛町国民健康保険特別会計予算について、議案第33号、令

和 7 年度矢掛町介護保険特別会計予算について、議案第 34 号、令和 7 年度矢掛町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第 35 号、令和 7 年度矢掛町病院事業会計予算について、議案第 36 号、令和 7 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計予算について、議案第 37 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計予算について、議案第 38 号、令和 7 年度矢掛町下水道事業会計予算について、議案第 39 号、令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計予算について、議案第 40 号、令和 7 年度矢掛町各財産区特別会計予算について、議案第 41 号、矢掛町課設置条例及び矢掛町公共施設の暴力団排除に関する条例の一部を改正する条例制定について、それぞれ原案のとおり可決することに決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成それぞれ討論がありましたので、議案第 19 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従います。

議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。起立多数と認めます。御着席ください。よって、議案第 19 号、矢掛町水道事業給水条例及び矢掛町公共下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成の討論がありましたので、議案第 28 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（浅野 毅君）** はい。起立多数と認めます。よって、議案第 28 号、令和 6 年度矢掛町一般会計補正予算（第 6 号）については、原案のとおり可決決定しました。

次に、討論のあった議案の採決を行います。先ほど、反対賛成の討論がありましたので、議案第 31 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。

議案第 31 号、令和 7 年度矢掛町一般会計予算についての案件を可とする諸君の起立を求めます。

〔起立〕

**○議長（浅野 毅君）** 起立多数と認めます。よって、議案第 31 号、令和 7 年度矢掛町一般会計予算については、原案のとおり可決決定しました。

次に、討論のあった陳情の採決を行います。先ほど、賛成反対それぞれ討論がありましたので、陳情第 1 号について、ただいまから起立による採決を行います。なお、採決にあたっては、案件を採択とする原則に従って行います。

陳情第 1 号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情の案件を採択とする諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（浅野 毅君）** ありがとうございます。起立少数と認めます。御着席ください。よって、陳情

第1号、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情は、不採択となりました。

お諮りいたします。ただいま、土田正雄君ほかの皆さんから、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての発議案が提出されました。また、町長より追加の報告事項がありますので、これらを日程に追加し、以降の日程を変更して直ちにこれを議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、これらを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで議案配付のため、暫時休憩をいたします。休憩。

〔暫時休憩〕

〔議案書配付〕

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第2 発議第3号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（浅野 毅君） 日程第2、発議第3号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。なお、本案件に対する提出者からの提案理由の説明は、会議規則第39条第2項の規定により、省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、発議案提出者からの提案理由の説明は省略することに決しました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。発議第3号は原案のとおり決することに、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、発議第3号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（浅野 毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、これより報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） はい。矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館の休館について、御報告申し上げます。

矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館につきましては、空き家を活用し、町並みの景観保持と賑わいを創出する施設として平成27年3月に開業いたしました。開業から10年が経過し、施設の老朽化に伴う修繕等が増加しており、令和7年度当初予算において矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館の施設・設備の改修工事に

係る予算を計上しておりましたが、本日、令和7年度当初予算の議決をいただきましたので、4月から9月までの改修工事に伴い、施設を休館し、10月にリニューアルオープンする予定でございます。

矢掛町では、平成27年を観光元年と定め、この矢掛屋本館・矢掛屋温浴別館をはじめとして古民家再生を核とした積極的な観光によるまちづくりを推進してまいりました。このリニューアルによって更なる矢掛町の観光振興に努めてまいります。

休館に伴い、御不便をお掛けいたしますが、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 町長からの報告が終わりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

○議長（浅野 毅君） 日程第4、総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員会及び産業福祉常任委員会の各委員長から会議規則第74条の規定により、お手許にお配りしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長及び産業福祉常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会といたします。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、第2回矢掛町議会第1回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

**○町長（山岡 敦君）** 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年第2回矢掛町議会第1回定例会につきましては、15日間の会期でありましたが、上程いたしました条例改正、補正予算案、新年度予算案など計39の議案につきまして、慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました議員の皆様全員の貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

このたびの議会は今年度最後の議会となりますが、上下水道事業の料金改定及び国民健康保険の保険料改定・保険料率改定の令和7年度からの実施に格別の御理解をいただき、感謝を申し上げます。本議会で可決いただきました新年度予算によりまして、さまざまな事業に着手していくことができます。

農業の更なる振興のためのイタリア野菜の生産力向上や矢掛町の特産物である干し柿や小菊への生産

支援、また物価高騰が続く中、町民の皆様への生活応援券 1 人 5,000 円の秋頃の実施、猛暑対策として B & G 海洋センター 2 階の空調設備や小学校・中学校へのスポットクーラーの増設、矢掛町の歴史と文化を守り続け後世へ受け継ぐための歴史かおる文化のまちやかげ基金の創設などであります。

町民の皆様の満足度の向上や町の魅力度アップをより一層図ってまいります。

また、医療福祉、防災減災などの分野においても、可決いただきました予算によりまして、このたびリニューアルいたしました保健センターでの特定健診、検診相談、健診・健康サポートなどの充実を図り、隣接する矢掛病院や老健たかつま荘と連携をとりながら、町民の皆様の健康と生命を守るためのより一層の体制の強化につなげてまいります。

福祉分野では、町内で生まれた赤ちゃんに対する紙オムツの購入を補助するこにちは赤ちゃんチケット事業を開始し、また、不妊治療を受けられる方への医療費の助成にも着手いたします。

防災減災対策では、中央配水池の耐震化工事を行い、災害に強い安心安全のまちを目指してまいります。

ほかにも各分野において多くの新規事業を展開してまいります。従来事業についても質の向上を図りながら、町民の皆様に寄り添う気持ちの元に施策を実施してまいります。

新年度におきましても、町民の皆様の声に耳を傾け、共に歩んでいく姿勢を大切に、矢掛町全体の活性化と町の明るい未来を築いていくために、全力を尽くしてまいります。

最後になりましたが、これからは、日一日いちにちと、春の足音が近づき、過ごしやすい季節となっております。議員の皆様には、ますますの御健勝をお祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（浅野 毅君）** 以上をもちまして閉会といたします。なお、この後 11 時 10 分から議会全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。それでは皆さん、お疲れ様でした。閉会。

午前 10 時 55 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和      年      月      日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員